

大阪青山大学公的研究費不正防止計画

令和7年4月1日 学長裁定

大阪青山大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定）を踏まえ公的研究費の適正な運営・管理を行うため、本学における公的研究費の取扱いに関する規程に基づき、以下のとおり不正防止計画を策定する。

なお、本計画の取組みを進めるなかで不正を発生させる要因の把握と検証に努め、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

■不正使用防止計画

1. 責任体系の明確化

事項	具体的な取組み
最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、監事の責任の範囲と権限及び役割を明確化し、コンプライアンス推進体制を整備する。	・大学HP等により各責任者の役割、責任の範囲と権限を明確化し、学内外に周知・公表する。 ・学内会議や掲示等において、必要に応じてコンプライアンス推進の啓発を促し、構成員の意識向上を図る。 ・異動等があった場合は、引継等を明確に行い、責任意識の低下の防止を図る。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

事項	具体的な取組み
抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。	・統括管理責任者は、公的研究費の使用ルールを分かりやすい形で周知徹底する。 ・統括管理責任者は、公的研究費の管理体制及び責任の範囲について再確認を行い、周知徹底する。
会計処理業務における構成員の職務権限と責任を明確化し、業務分担の実態と規程等の間に乖離が生じないようにする。	・コンプライアンス推進責任者は、会計処理業務（教員発注を含む）における構成員の権限と責任について周知をする。 ・コンプライアンス推進責任者は、会計処理業務の実態と規程等との乖離や実効性の観点から、必要に応じて見直しを行う。
構成員が留意すべき事項を明確にし、どのような行為が不正にあたるのか理解を共有する。	・コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営及び管理に関わる構成員に、自らのどのような行為が不正になるかを理解させるため、コンプライアンス教育（本学の不正対策に関する方針及びルール等）を実施する。

不正防止に向けた意識の向上と浸透を図る。	・コンプライアンス推進責任者は、構成員に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を促し、不正を防止する風土を形成するため、啓発活動を実施する。
----------------------	--

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

事項	具体的な取組み
不正を発生させる要因を把握し、不正防止計画を必要に応じて見直す。	・コンプライアンス推進責任者は、経営企画室と連携し、本学における不正発生のリスクについて、必要に応じて検討・評価し、実効性のある計画にしていく。

4. 公的研究費の適正な運営・管理活動

事項	具体的な取組み
予算執行状況を的確に把握し、適正な予算執行を行う。	・コンプライアンス推進責任者は、予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。 ・コンプライアンス推進責任者は、発注段階での支出財源の特定を徹底するよう指導、注意喚起を行う。 ・コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の適正な管理のため、モニタリングを実施する。
取引業者との癒着の発生を防止する。	・コンプライアンス責任者は、教員等と取引業者の関係が緊密な状況の中で不正取引が発生する可能性があることから、必要に応じて癒着を防止する対策を講じ、誓約書の提出を求める。
発注・検収業務は事務部門が実施し、当事者以外の者によるチェック機能を構築し運用する。	・コンプライアンス推進責任者は、教員等が発注する場合であっても、事務部門の牽制が実質的に機能する仕組みとし、必要に応じて取引状況、内容の検証や是正指導を行う。 ・コンプライアンス推進責任者は、教員等が発注する購入物品等について、事務部門による納品等事実の確認を徹底する。
換金リスクを低減させる。	・換金性の高い物品については、適切に管理する。
出張状況等を把握する。	・コンプライアンス推進責任者は、出張報告書に用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等の記載を行うことを徹底する。

教員任せにならないよう、事務部門が勤務条件の説明、勤務内容等の確認等を行う。	・コンプライアンス推進責任者は、必要に応じて非常勤職員やアルバイト等に対しコンプライアンス教育を実施する。 ・コンプライアンス推進責任者は、勤務実態の確認について、事務部門が確認する機能を十分に果たす方策を策定する。 ・コンプライアンス推進責任者は、新規採用者の雇用に関し、業務期間・内容等の適否及び雇用財源との整合性を十分に確認する。
--	--

5. 情報発信・共有化の推進

事項	具体的な取組み
情報共有、共通理解の促進を図る。	・コンプライアンス推進責任者は、公的研究費使用のルール等について、構成員に相談窓口を設置していることを周知する。 ・コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画を学内外に公表するとともに、構成員に周知を徹底する。

6. モニタリングの在り方

事項	具体的な取組み
不正発生の可能性を最小化するため実効性のあるモニタリングを実施する。	・経営企画室は、必要に応じて大学全体の視点から公的研究費等の管理体制について検証を行う。 ・経営企画室は、総務部と連携して不正防止体制の検証を行い、不正発生リスクの除去、低減を図る。